

保育施設の子どもたちを取り巻く諸問題への改革に関する要望書

― 要望の趣旨 ―

乳幼児突然死症候群（SIDS）は、子どもの午睡中、保育者がそばで観察していても予兆無く突然発症するため、保育者はいつもSIDSに対して強い不安を抱きながら、日常の保育を行っている。

米国のSIDSは年間2500件発症し、その内、保育中に発症したSIDSは500件（全体の20%）である（米国小児科学会、2004年）。この500件のうち、預け初めから1週間以内の発症が3分の1を占め、その半数は初日に発症している。つまり、預かり初期の環境変化に伴う子どもへのストレスがSIDS発症要因として関わっている可能性が高い。しかし、SIDSの発症が預かり初期に多いという事実を知らないわが国の保育者は多い。

少子化の進んでいるわが国では子どもは大切な宝であり、親にとつてもかけがえのない唯一無二の存在である。大切な子どもの命がSIDSで奪われないように、保育者へ預かり初期にSIDSが発症しやすいという事実などSIDSの情報を全国の保育施設、ボランティア保育実施機関等へ周知徹底を図って頂きたい。

また、米国と近似した結果がわが国でも得られているが（2006年論文・保育預かり初期のストレスとSIDS危険因子の関係について）、調査範囲をさらに広げた大規模な全国調査を実施し、その結果を広く公表することで、保育施設のSIDS発症をさらに減少させる事ができると確信している。またその結果は日本だけでなく海外の保育施設のSIDS予防にもつながる貴重なデータとなり、国内外のSIDSの研究にも活かされる。

SIDSや重篤な障がいを残すことが多い乳幼児突然発症性危急事態（ALTE）は、自宅、公立・私立の認可保育園、自治体委託の家庭的保育・企業内保育を含む認可外保育施設、病院と場所に関係なく発症している。保育中の病気により万が一、死亡または障がいが残られた場合、治療費をはじめお見舞い金の給付制度は認可保育園が加入している独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付にはある。しかし、認可外保育施設、ファミリーサポートをはじめとするボランティア保育が加入できる保険には、病気発症時の補償は対象外となっている。そのため、SIDS、ALTEが発症した認可外保育施設では、子どもの入院治療費、お見舞い金のお支払いが困難となり、ご家族との話し合いが一層難しくなる。

SIDS、ALTEについて保育者が相談できる専門窓口がないことも、ご家族や保育者双方にさらなる精神的苦痛を強いたり、裁判での争いに発展していくこともある。またそれは保育者の自殺や心身の不調を引き起こす要因にもなっていく。

お子様が後遺症なく救命されることが、保護者、保育園の一番の願いですが、それがかなわない場合もあります。お子様の死因が病気の場合、事故の場合と違い、保険会社が間に入れないため、話し合いがさらに難しくなります。対応の協力をされておられる管轄の保育課も、対応に苦慮しておられることを存じております。特に直後の対応の誤りにより、さらにご家族様との話し合いが難しくなる場合もあります。それは保育園だけでなく、ご家族様にとつても苦しいことです。

保育園がご家族様と、よりよいかたちでできるだけ早くお話し合いを修了させて頂くためにも、保育園（者）の相談、精神的なサポートを提供できる体制が一日も早く必要です。

大切な子どもがSIDSやALTEになると、ご家族だけではなく、その周りの多くの人（保育者など）にも一生涯忘れる事ができない大きな精神的苦痛や経済的負担を背負わせてしまう

ことになる。子どもの大切な命を守るだけでなく、子どもの周りに居る人たちも守るためにも、SIDS、ALTEに関する相談窓口の開設やしっかりした保障制度の創設を行い、誰でも子どもを安心して育てられる環境整備が少子化の今こそ必要ではないでしょうか。

女性が出産後も安心して働き続けるためには子どもの保育は不可欠であり、認可外保育施設、ボランティア保育の役割も今後ますます重要となっていくことから、認可外保育施設、ボランティア保育向けの病気発症時のお見舞い金制度を検討いただき、預ける側と預かる側の双方が安心できる環境を構築して頂けるようにして頂きたい。

よって大切な子どもの命を守るために、SIDSに関する全国調査および情報の周知、病気発症時の基金創設、保育者相談窓口の開設など保育の諸問題改革の早急な対応を要望するものである。

このような観点から、以下申し入れる。

― 要望事項 ―

- 一. SIDSの情報を全国の保育施設、ボランティア保育実施機関等へ周知すること。
- 一. SIDS強化月間（十一月）の中で預け初めの注意に関する普及啓発を実施すること。
- 一. 認可外保育施設、ボランティア保育による保育中の病気発症時に給付預ける基金の創設。
- 一. 保育者の心のケアも含めSIDS、ALTEについて相談できる窓口を開設すること。

平成二十一年二月十二日

託児ママ マミーサービス 代表 中村 徳子

厚生労働省